

## 緊急事態宣言発令に伴う休業要請による「臨時休館延長のお知らせ」

日頃は、フィットネスジムウップスをご愛顧いただき、誠にありがとうございます。

5月4日、首相が緊急事態宣言の延長を表明し、兵庫県から休業要請の継続が決定されました。当ジムでは、感染拡大防止と会員様の安心・安全を最優先し、臨時休館を延長することといたしました。

会員様には大変ご不便をおかけいたしますが、何卒ご理解いただけますようお願いいたします。

### ●休館延長期間

5月7日(木) ～ 5月15日(金)

期間を緊急事態宣言解除の前倒しが有る可能性を踏まえ、5月15日までとします。今後、様々な情勢の変化に伴い変更の可能性がありますので予めご了承ください。

改めてホームページ及びLINEまたはメールにてご連絡させていただきます。

### ●臨時休館期間中の会費のお取り扱いについて

[月払いの方]

6月分会費から5月の休業分(15日分)を割り引いて引き落としさせていただきます。

もし16日以降も休業した場合は、7月分会費より16日以降の休業分を割引させていただきます。

(5月休会及び春入会キャンペーン、6月1日時点で在籍のない方除く)

[年一括払いの方]

更新時に休業分を日割計算にて割り引かせていただきます。

なお、会員様によるお手続きは必要ございません

臨時休館中のご案内 [メンバー限定]

※詳しくはホームページのメンバー限定ページ『[プライベートウップス](#)』をご覧ください。